

大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

### 大和市規則第30号

#### 大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市重度身体障がい者訪問入浴サービス事業の実施に関する規則（平成19年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条を次のように改める。

（対象者）

第3条 訪問入浴サービスを利用できる者は、市内に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、医師記載による次条第1号に規定する健康診断書において入浴ができないとの診断を受けた者並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する要介護者及び同条第4項第2号に規定する要支援者を除く。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、肢体に障がいのあるものであって、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）別表第5号に規定する1級又は2級に該当し、家庭において入浴することが困難な原則18歳以上65歳未満のもの

(2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であり、かつ、前号に掲げる者と同程度の状態にある者で、市長が必要と認めるもの

第8条第1項第2号中「第5条第11項」を「第5条第10項」に改める。

第10条第3項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項第2号の改正規定は、平

成26年4月1日から施行する。